

(この文書は、通達文書を弊社で再度入力したものです。)

基発第313第1号  
平成23年3月13日

都道府県労働局長

厚生労働省労働基準局長

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対しては、平成23年当方九地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号。以下「政令」という。）が別添のとおり平成23年3月13日に公布され、同日から施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という）（別添2）の規定の一部が適用されることになったところである。

政令は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を法第2条の特定非常災害に指定し、その被害者について、行政上の権利利益に係る満了日の延長、法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責等に関して所要の措置を講ずるものである。主な内容は下記のとおりであるので、適切な運用が図られるよう遺漏なきを期されたい。

#### 記

- 1、 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置関係（法第3条）  
省略
- 2、 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置関係（法第4条）
  - (1) 法令に規定されている義務のうち、平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に履行期限が到来するものであって、特定非常災害により当該履行期限までに履行されなかったことにより、法令義務違反として、罰金等の刑事上、行政上の責任が問われる場合において、平成23年6月30日までに義務が履行されたときには、免責とすることとしたこと。
  - (2) (3) (4) 省略  
労働安全衛生法 条文  
法第45条第1項  
安衛則第134条の3第1項 動力プレスの定期自主検査

安衛則第135条第1項 シャーの定期自主検査  
法第45条第2項  
安衛則第135条の3 動力プレスの特定期自主検査

以上